

J A広島厚生連行動計画（女性活躍推進法）

女性職員の出産・育児による離職を防止し、仕事と家庭を両立させることで、長く働き続けられる職場環境をつくる。

また、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間

2. 内 容

目標1 育児休業・短時間勤務制度を周知し、希望者の取得促進を図り、仕事と子育ての両立支援を図る

【対 策】

平成28年4月～ 育児休業取得前・中・後に面談・説明等を行い、制度の周知を行う。
また、管理職に制度の周知徹底を図り、取得しやすい環境を作る。

目標2 男性の育児休業取得について、計画期間で取得率3%を目標とする。

【対 策】

平成28年4月～ 配偶者の妊娠の報告があった際には、面談・説明等を行い、制度の周知を行う。男性職員が育児参加を行う風土を醸成し、仕事と育児の両立促進を図る。